

○と畜場から排出される汚泥の肥料利用について（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）

（下線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
<p>第3 汚泥肥料を引き受けた農家が実施すべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国及び都道府県による施用指導</p> <p>(1) 地方農政局長は、第1の1の(2)若しくは第2の2により帳簿の提出を受け、又は実態調査通知の記の1により回答（以下「引渡先帳簿等」という。）を受けたとき（他の地方農政局長から②による送付を受けた場合を含む。）は、以下のとおり対応する。</p> <p>①汚泥又は汚泥肥料を引き受けた者の所在地が所管内にある場合は、汚泥又は汚泥肥料を引き受けた者の所在地を管轄する知事に引渡先帳簿等の写しを送付すること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 地方農政局長は、その職員に、以下のとおり対応させることとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(3) (1)の①の写し及び(2)の①の情報提供を受けた知事は、汚泥又は汚泥肥料を引き受けた者が牛を飼養している場合には、その職員に、当該汚泥又は汚泥肥料を引き受けた者が当該汚泥又は汚泥肥料を放牧地等に施用しないことについて個別に確認させ、施用方法に問題がある場合は適切に施用するよう指導させるとともに、指導内容について地方農政局長に報告すること。また、報告を受けた地方農政局長はその内容を消費・安全局長に報告すること。</p>	<p>第3 汚泥肥料を引き受けた農家が実施すべき措置</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国及び都道府県による施用指導</p> <p>(1) 地方農政局長は、第1の1の(2)若しくは第2の2により帳簿の提出を受け、又は実態調査通知の記の1により回答（以下「引渡先帳簿等」という。）を受けたとき（他の地方農政局長から②による送付を受けた場合を含む。）は、以下のとおり対応する。</p> <p>①汚泥又は汚泥肥料を引き受けた者の所在地が所管内にある場合は、汚泥又は汚泥肥料を引き受けた者の所在地を管轄する地方農政局の地域センターの長及び知事（北海道農政事務所長及び沖縄総合事務局長にあっては、知事）に引渡先帳簿等の写しを送付すること。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 地方農政局の地域センターの長（地方農政局の所在する府県にあっては地方農政局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、その職員に、以下のとおり対応させることとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(3) (1)の①の写し及び(2)の①の情報提供を受けた知事は、汚泥又は汚泥肥料を引き受けた者が牛を飼養している場合には、その職員に、当該汚泥又は汚泥肥料を引き受けた者が当該汚泥又は汚泥肥料を放牧地等に施用しないことについて個別に確認させ、施用方法に問題がある場合は適切に施用するよう指導させるとともに、指導内容について所管する地方農政局の地域センターの長を通じて地方農政局長に報告すること。また、報告を受けた地方農政局長はその内容を消費・安全局長に報告すること。</p>	